

**柔道整復師対医師の医療費比較**  
**小児肘内傷例（3才未満）（平成22年5月7日）**

	柔道整復師	医師	
初診料	1,240円	2,700円	
初検時相談支援料	50円	—	注1
深夜加算料	3,120円	6,950円	注2
肘関節脱臼整復料	2,800円	22,400円	注3
冷罨法料	80円	350円	注4
合計	7,290円	32,400円	

注1 初検時相談支援料 50円は医師には無し。

医師の再診料その他算定評価に対し、柔道整復師には無償の指摘を受けて、平成20年5月26日新設。「告示」準拠の無視の失当指摘を受けて「突如新設」

注2 深夜加算料、柔道整復師 3,120円 対 医師 4,800円の差異

本件は別に、乳幼児の深夜加算で 4,800円ではなく別の 6,950円の一段高額

注3 肘関節脱臼整復料柔道整復師 2,800円 対 医師 8,000円の差異

本件は、別に 3才未満乳幼児加算で 100/100 の 8,000円加算の二重加算  
 さらに深夜手術加算 80/100 の 6,400円加算の三重加算

以上の合計で柔道整復師 2,800円 対 医師 22,400円の甚大格差

注4 冷罨法料柔道整復師一部位ごとに 80円(三部位は 70%の 56円) 対医師は全て一律に 350円

格差評価問題の実態の注意（柔道整復師料金 対 医師料金）

1. 深夜加算の格差評価問題(3,120円 対 4,800円)
2. 乳幼児加算有無の差別評価問題（無償 対 有償）
3. 深夜加算+乳幼児加算の二重加算の差別評価問題（無償 対 有償）
4. 徒手整復料自体の差別評価問題(2,800円 対 医師 8,000円)
5. ①医師は基本料以外に 3才未満 100/100 8,000円加算の二重加算  
 ②医師は緊急加算 80/100 の 6,400円加算の三重加算
6. 冷罨法料柔道整復師 80円（三部位 216円） 対医師は一律 350円の甚大格差